

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宍粟市	川戸地区(川戸集落)	令和4年2月1日	—

1 対象地区の現状

区 分	面積 (ha)	割合
地区内の耕地面積	48.20 ha	
①人・農地プランの耕地面積	36.46 ha	100.0 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	31.15 ha	85.4 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	30.28 ha	83.1 %
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.87 ha	2.4 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	0.87 ha	2.4 %
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	0.00 ha	0.0 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	0.00 ha	0.0 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	5.31 ha	14.6 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.59 ha	9.8 %
(備考) 所有者から回答のない場合は耕作者の回答を集計した。(優先は所有者からの回答)		

注1:④⑤の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:⑦の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

人・農地プランに定めるエリアの農地面積は36.46haで、そのうち31.15ha(85.4%)を7人の担い手が耕作している。中でも2人の認定農業者が突出しており、そのうち、25.9haを2人の認定農業者がそれぞれ18.24haと8.40haをそれぞれ耕作するなど、地区内で農地の集積がかなり進んでいる。

農地の集積が進むにつれて農業者が減少し、農道、用排水路、獣害防護柵、畦草等の管理など耕作者の負担が増大している。

また、当地区には農会組織がなく自治会組織で活動しており、自治会員数150戸のうち、水田営農計画書記載の農家数は65戸で、非農家数が農家数を大きく上回っている現状から営農事業が成立しない状態になっている。早期に地権者を含めた農業者による農会組織を整備する必要がある。

現在、水稲作付け農家数は7戸であるが、営農規模や栽培管理方法などが大きく異なっており、水利や農道・排水溝処理について調整する必要があるため、水稲生産組織を育成する。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・平成29年のプラン更新の時点では中心経営体への集積面積は27.4haであり、現在は更に集積が進んでいる。
- ・中心経営体の認定農業者による集積が進んでいる。
- ・今後は、高齢の農業者から若手への事業継承を進める。
- ・中心経営体以外の農業者及び地区住民は、地区内の景観保全の観点から、水路等の土地改良施設の維持管理作業について、経営体と共同で行うよう努める。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和3年12月現在)		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稻	18.24 ha	水稻	20.00 ha	
認農		水稻	8.40 ha	水稻	10.00 ha	
認農法		野菜	0.72 ha	野菜	1.00 ha	
その他		水稻	3.05 ha	水稻	3.00 ha	
計	4経営体		30.41 ha		34.00 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- 農地の貸付け等の意向
作業の効率化を図るため、定期的な話し合いを行い集約化に努める。
- 農地中間管理機構の活用方針
平成27～28年に、農地所有者は機構を通じて中心経営体へ農地の貸付を行い、集約している。
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難となった場合には、農地バンク機能を活用し新たな受け手への付替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。
- 鳥獣被害防止対策の取組方針
集落囲みの防護柵を設置している。
新たに団地囲いの防護柵設置を国県補助事業を活用して早急に検討・実施する。